

千葉県レディースバドミントン連盟の 「登録・脱退・移籍」について

本連盟は千葉県バドミントン協会に加盟し、これを通じて(公財)日本バドミントン協会に加盟。また、関東レディースバドミントン連盟に加盟し、これを通じて日本レディースバドミントン連盟に加盟している団体です。

1. 登録について

- ① 当連盟への登録は2月、追加登録は8月とする。会員登録は年度ごとにクラブを通して行う。
- ② 新規クラブの加盟は6名以上とし、個人での加盟及び登録は認めていません。
- ③ 当連盟に加盟するクラブは、年2回開催される春季・秋季県大会に出場すること。
- ④ 日本レディースバドミントン連盟および当連盟は、社会人クラブ連盟・教職員連盟との重複登録を認めます。
- ⑤ 登録時には以下の登録費を各団体へ納める。

| | | |
|---------|-------------------|-------------|
| ■ 団体登録費 | 日本レディースバドミントン連盟へ | 1クラブ 2,000円 |
| ■ 個人登録費 | (公財)日本バドミントン協会へ | 1,000円 |
| | 千葉県バドミントン協会へ | 1,000円 |
| | 日本レディースバドミントン連盟へ | 100円 |
| | 千葉県レディースバドミントン連盟へ | 1,000円 |
- ⑥ 既納の登録費は、いかなる理由があっても返還しません。

2. 脱退・移籍について

- ① 脱退について
 - クラブを辞めた者は、脱退届(様式 1)により本人が直ちに当連盟へ届け出ること。
- ② 移籍について
 - 県内または県外より移籍者があったクラブの代表者は、移籍届(様式 2)を速やかに当連盟へ届け出ること。
- ③ 重要注意事項
 - 脱退届けの受理日より1年間は、当連盟主催の大会・予選会には参加できません。但し、転居により移籍する場合は、転居後1年以内の移籍に限り上記制約には該当しません。また、60歳以上の方についても、上記制約を免除します。

◆千葉県レディースバドミントン連盟主催の大会での共通事項◆

- 審判ができるようにしておくこと。
- ゼッケンを着用すること。
- 登録時の名前とゼッケンの名前は同じにすること。
(例 高橋と高橋、菊地と菊池など)
- 各大会の申込時も名前・ふりがなを正確に記載すること。

| | | |
|-------------|----|----------|
| | | 各行の文字の高さ |
| 千 葉 | ↑↓ | 6~10cm |
| クラブ名 | ↑↓ | 6~10cm |
| 氏 名 | ↑↓ | 6~10cm |
| ← 30cm 以内 → | | |